

松江家庭裁判所委員会（第42回）議事概要

第1 日時

令和5年5月17日（水）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 池田浩、太田裕子、黒崎真也、小早川倫美、指澤慶子、
繁浪均、峠田晃宏、万代剛、松井千鶴子（委員長）
（五十音順敬称略）

（事務担当者） 法正事務局長、和田事務局次長、
高井首席家裁調査官、草野首席書記官、土井総務課長

（庶務） 徳岡総務課課長補佐

第4 テーマ

裁判所のデジタル化について

第5 議事

1 基本説明

2 意見交換等

別紙のとおり

3 次回委員会のテーマ

裁判所における要配慮者への対応について

4 次回開催日時

追って指定

(別紙)

意見交換等

委員長：一つ目のテーマである「裁判手続のデジタル化」について、デジタル技術を活用することで、より利用しやすく、満足度の高い裁判手続となるためにはどのような方法が考えられるか、また、裁判所を利用するのに何がネックになっているかについて、御意見を頂ければと思います。

委員：調停手続について、依頼者の方が一番困られるのが出頭しなければいけない点で、仕事を休んだり、都合を付けないといけないところが大きな負担になっていると思います。デジタル化の良い点として、時間と場所に拘束されず、柔軟に参加できるという点がありますので、デジタル技術を使って調停に参加しやすくなれば、利便性はとても上がると思います。

委員長：弁護士として民事訴訟手続のIT化を御経験されていると思いますが、良かった点や悪かった点、また、家事事件の手続に活用できないかといった視点ではいかがでしょうか。

委員：民事裁判では裁判所に行くことはめっきり減りました。パソコンがあれば裁判所に行かなくてもよくなったという点で、利便性を感じています。また、今後mintsの運用が始まると聞いており、使ってみないと分からない部分はありますが、私自身が依頼者との間でZoomやLINEを使っているようなイメージであれば、利便性は上がると考えています。家事事件においても、当事者がより参加しやすい仕組みになれば、利便性は大きく上がるのではないかと感じます。

委員長：ところで、ファクシミリを使っているのは裁判所ぐらいだという話も聞いたりするのですが、普段ファクシミリは使わないのでしょうか。

委員：裁判所や関係機関に提出する際は、ファクシミリを使いますが、それ以外は基本的に電子メールです。ファクシミリはあまり使わないかもしれません。

委員：家裁関係ですと、被害者の方が遠隔地に逃げていることも多く、また、資力

がない方もおられます。調停手続にオンラインで参加できるようになるなど、より一層デジタル化が進んでいくかどうかが、調停申立ての動機に直結するように思います。

委員長：遠隔地や被害者のお話がありましたけれど、離婚調停の場合、別居していたり、DVを受けていたりということもありますので、管轄地の裁判所よりも遠方で生活されている方もおられます。また、遺産分割では、相続人が全国各地に住んでおられることも多く、そういった遠隔地にいる人たちに裁判所に来てくださいというのもなかなか難しいところがあるわけです。そういった意味では、裁判所としても有効な部分があるのではないかと考えています。

委員：裁判所とか弁護士さんや検事さんというのは、一般の方には敷居が高い存在だと思うのですが、そのようなイメージからすると、調停が行われる空間に入っただけで緊張して、なかなか思うことが言えなかったりするのではないかと思います。そうすると、リラックスした自宅から参加できたりするほうが良いのかなと思ったりもしますが、一方で、自宅にいるのがその人だけなのかといった点や、周りに圧力をかけるような人がいないかという点も、ちょっと心配するところですね。

委員長：裁判所や調停について敷居が高いように思われる理由は、どういうところにありとされますか。

委員：調停を経験する回数が少ないということもありますし、裁判所は困ったときに利用するところですので、一般の方にとっては、敷居が高いと感じるのではないかと思います。

委員：利便性や効率化を図る、合理化を図るという点では良いと思うのですが、家事調停が非公開ということで、個人の情報の非公開性がどの程度担保されるのかというところや、録音されていた場合、それをどこかに漏らされるのではないのかという問題もあるように思いました。また、家事事件の場合、当事者本人が主体になる場合が多いので、裁判所が端末も全て貸しますということであれば良いの

ですが、当事者の経済状態によっては、かえって負担をかけることにならないだろうかと思いました。

委員：ウェブ会議というのは、遠隔地で情報を共有したり、研修をしたりという点では有用だと思うのですが、協議会等で意見交換をする時には、非常にやりにくいと感じます。また、公民館では、行政からメールなどで来た情報について、デジタルに不慣れな方でも理解しやすいように、地域住民の方に向けてペーパーにして伝えることもあります。さらに、事業の申込みをシステムで行うような場合には、夜間や土日でも申込みができることから、休みの間に多くの申込みがあると、予定していた定員をはるかに超えてしまうということもありますので、デジタル化によって新たな課題も出てくるのではないかと思います。

委員長：今は、スマートフォンやパソコンを持ち込むだけで録音されてしまうものですから、その点は、裁判所としてもウェブだけの問題に限らず、全体として取り組んでいかなければならない課題であると感じているところです。また、デジタルに不慣れな方への配慮についても気を付けていかなければいけないと思っています。ちなみに、民事訴訟では、代理人が付いている事件でTeamsを使っているということですが、弁護士の方はどのように感じていらっしゃるのでしょうか。

委員：弁護士も、デジタルが得意な方、不得意な方がおられます。今は、Teamsの利用について義務的ではなく選択的となっていますので、不得意な方はおそらくTeamsを使わずにやられているのではないかと思います。また、私も含め、今後e提出が始まったらどうなるんだろうという不安を抱えておられる方も多いのではないかと思います。

委員長：運用開始時は、全件いきなりウェブにすることは到底できませんし、それが良いやり方だとも思っていません。裁判所がデジタル化を進めるということは、利便性を高めて、裁判を利用しやすくするというのが大きな目的ではあるんですが、何もかもがデジタルでできるわけでもないですし、特に家事事件の場合は、事件の進め方の一つの選択肢としてウェブが入ってくるという考え方で、局

面に応じた利用方法になるのだろうと思います。

委員：担当者のデジタルスキルによって、利用者に対するサポートの質が変わったりすると困るので、裁判所でも、組織横断的にデジタル化に特化した部署を作っただけで、担当者へのサポートをしながらデジタル化を進めていただきたいと思います。個人的な意見ですが、本来デジタル化というのは、利用者がパソコンやスマートフォンを持っていなくても、スムーズに利用できるサービスでなければいけないと思っていて、パソコンやスマートフォンがなかったら利用できないということでは駄目で、利用者がパソコンを持っていようが持っていなくてもどちらでも良いですよと、利用者から出された情報を素早く組織内でデジタルで処理して、相手の立場で返してあげるということをやっていただきたいと思います。その前提として、とにかく組織の間に案件の処理速度を高めることは徹底的にやっていただきたいと思います。また、一般の市民とのやり取りに当たり、どの案件でもサポートできるような専門の人材を育成、配置していただきたいと思います。

委員長：2つ目のテーマである「デジタルの特性を生かした新しい仕事の進め方」について意見交換をしていきたいと思います。各委員の職場での取組みについて御意見をお願いします。

委員：中学校では、全ての生徒一人につき1台の端末が支給されましたが、運用については課題が多いと感じています。まず子どもたちに端末をどう使わせるかということについて、教職員がどのような課題にどのように使わせたいかという視点を持って教材研究等を行わないと、なかなか有効に使えないと思います。また、実際に使用する場面では、端末がうまく動かないことがあり、例えば、全員同時に課題を進めようと思っても、二、三人の端末が動かなかったり、いざ使おうとするとアップデートが始まって使えないなど、様々なところに精密機器たる弱点が見られる状況です。他にもたくさん課題はあると思いますが、子どもたちが有効に使えるような環境を整えていきたいと考えています。

委員：コロナ禍でデジタル化が一気に進んだところがありまして、これまでメーカーとの会議は、広島、大阪、東京などに車で往復していたのが、今は基本的にウェブ会議となりました。また、資料についてもメールでやり取りするので、基本はペーパーレスになっています。

委員：コロナ禍では、私たち福祉従事者の研修等はオンラインで行っていますが、昨年頃からは、参集できる方は参集していただき、遠隔地の方などはオンラインとするなど、ハイブリッド方式での会議を行っています。300名程度の受講者がいる研修の場合は、Zoomウェビナーを活用しています。職場では、業務の効率化やペーパーレス化について、局内の委員会で若手を中心に話し合っており、その中で出てきたのが、オフィス用のグループウェアを利用して、役員のスケジュール管理だったり、会議室や機材等の設備予約などを行っています。また、勤怠管理システムを導入して、職員の出退勤や、各種休暇の申請、出張関係の事務、在宅勤務などを管理しています。ちなみに、在宅勤務中でも、職場のサーバにアクセスしながら仕事ができるようにしています。以前は、定款、規程、要綱などを1冊のファイルにして職員に配っていましたが、それらをサーバ上のフォルダにデータで格納し、それを閲覧しながら仕事を進めてもらうという形で、ペーパーレス化を図っています。その他には、公用車の運転記録簿を電子化したり、昨年度から始まったアルコールチェックも電子管理しています。電子決裁についても検討を進めているのですが、サーバ上のデータだけでなく、外部からの書類などもありますので、それらを全てPDF化して電子決裁に添付するのかといった点があい路となり、なかなかうまく進んでいないのが現状です。家事手続でも、行政から出される戸籍や住民票などがあると思いますが、それらがオンラインで一緒に添付できるような仕組みができないと難しいのではないかと思います。

委員：大学では基本的にメールやウェブ会議などは日常的に使用しています。授業に関しては、様々な講義で、資料配布や課題提出もウェブが多用されています。また、出席などの確認もウェブが使用されていることもあります。

委員：私の職場では、職員用のポータルサイトに掲示板のようなものがあり、テーマごとにメッセージボードを作成して、自由に議論できているのですが、テーマごとに全国の人と繋がったりとか、双方向でいろんな職種の人が発言できるので、コミュニケーションを図るのにすごく良いと思っています。扱っている情報がとても秘匿性が高いため、持ち帰って家で仕事をするというのは、コロナ禍の一時的な取組としてやっていた時期はありましたけれど、なかなか普段は難しいです。秘匿性を保ちながら、どのようにして利便性を実現していくかというのは、組織でも日々検討しているところですが、そのような中でも、当事者の方の利便性を考えて、例えば、遠隔地に住む方には最寄りの場所に来てもらい、オンラインでつないで画面を見ながら話を聞くというような工夫を、少しずつやっているような状況です。

委員：公民館は、社会教育の場として生涯教育を行っている場所ですが、住民の方が公民館を利用していろんな勉強を行ったり、職員が企画して住民の皆さんと一緒に何かを行ったりと、私を含め4人の職員で、多様なニーズに合わせた仕事をしています。電話対応や窓口でやっていたことを、二次元コードで申し込んでもらうという方法についても、今までなかったやり方が導入されることで、逆に仕事が増えているのではないかと考えています。貸館についても、ホームページ上で空いている日が分かりますが、実際、公民館によっては、午前中使えるパターンと、1時間ずつ使えるというパターンがあり、ウェブ上の表示を、○にするのか、×にするのか、△にするのかというところも、公民館によって違いますから、ホームページを見た人が困られて、結局は窓口で対応せざるを得ないというのが現状です。また、LINEを使って防災に関する連絡等を行っていますが、多くの住民の人たちは使えないので、そこをどう埋めていくかというのが公民館の仕事であり、大事な役割と考えています。家庭裁判所も、デジタル化が進んでいく一方で、デジタル化で対応しきれないところをどういうふうにしていくのが大事なので、一律の対応ではなく、一人一人のケースごとに対応しなければなら

らないのかなと思います。

委員：コロナ禍ということもあり、ウェブでの相談や打合せがかなり進んだという印象です。ただ、ウェブの場合、電話やメールと異なり、視覚情報が相手に伝わってしまうので、例えば、DV事案で依頼者が住所を秘匿しているような場合には、代理人として相手方とウェブ会議を行うと、事務所の場所が特定されて、その結果、依頼者の居場所も特定されてしまうといったリスクもありますので、気を付けなければいけないと思います。ちなみに、最近チャットGPTが話題になっていて、例えば、必要な情報や条件等を入力した上で「契約書を作って」と言ったら、恐らく作ってくれると思うのですが、それはすごく効率も良いですし、役に立つだろうなと思いつつも、個人情報や秘匿情報を入力することの問題や、著作権の問題もありますので、事務所の中でそれを使うかどうかは、慎重に考えなければいけないと思っています。

委員：新聞社が提供するサービスは、紙を印刷して、紙でお見せするということが前提ですので、紙を嫌うとか、ものを書かないとか、そういったことはなかなか許されないという組織の風土があったように思います。最近では、コンテンツとしてデジタルに変わらざるを得ないということで、サービスも含め、デジタルでどうやってより良いサービスをしていくかということを組織横断的に検討しているところで、紙を前提としないサービスの在り方について、今も試行錯誤しているところです。一方で、仕事の進め方については、基本全て電子決裁としているなど、社内の仕事の進め方はデジタルでする仕組みになっています。

委員長：紙の新聞と電子ニュースがありますが、両者の関係はどういうふうに捉えられているのでしょうか。

委員：受け取られる側に情報が伝わらなければ意味がありません。今はまだスマートフォンを持っておられない方もいる中で、宅配制度もありますので、本当に過渡期というか、今後どちらが優位になってくるかというのは、まだ分からないと思っています。例えば、法廷のことでいうと、先ほどウェブで本人が本当にそこ

にいるのかという話がありましたが、デジタル技術が進めば、本人が完全にそこにいるような、切り抜かれた感じで法廷に立っているということも実現できるのではないかと思います。今は、スマートフォンやパソコンがないと電子情報をお届けできませんが、将来的にデジタル技術が進んで、タブレットを丸められたり、たたんでポケットに入れられたりということが実現でき、それをぱっと広げて、そこに電子情報をお届けするようになれば、それが主流になるのだろうと思いますし、今後のデジタル技術の進み具合にもよるのだろうと思います。

委員長：ありがとうございました。本日のテーマについての意見交換は、以上で終了とさせていただきます。

以 上